

九州龍谷短期大学教職課程の自己点検・評価

(1) 学 校 法 人 及 び 短 期 大 学 の 沿 革

佐賀龍谷学園は、浄土真宗本願寺派の小教校のひとつとして明治11年に佐賀市の願正寺内に設置された「振風教校」に淵源をもつ。それ以来、仏教、特に親鸞聖人のみ教えを建学の精神として多くの人を育成し、地域社会に貢献してきた。その後「振風教校」は、西肥仏教中学校、第五仏教中学校、龍谷中学校へと校名を変更しつつ継承され、佐賀市の願正寺内にあった校地は、明治35年、第五仏教中学校の時、現在の学園本部所在地である佐賀市水ヶ江に移転した。昭和23年には新制龍谷高等学校が設立され、昭和26年、佐賀龍谷学園は財団法人から学校法人へと組織を変更した。佐賀龍谷短期大学は昭和27年に仏教科の単科短期大学として佐賀市水ヶ江に設置され、昭和29年に国文科、同37年に保育科、そして同42年には付属慈光幼稚園（後の龍谷幼稚園）を発足させた。昭和60年には、佐賀市水ヶ江の校地が龍谷高等学校と共用であったため、広い校地を求め鳥栖市に移転した。あわせて広く九州一円、中四国から積極的に学生を集めるため、校名を九州龍谷短期大学と改めた。近年、学生は佐賀県、福岡県出身者が多数であるが、他の九州各県や中国地方からの入学も一定数ある。

<学校法人の沿革>

明治11（1878）年	佐賀県下真宗寺院の協同により佐賀市高木町願正寺境内に「振風教校」を設置し、仏典、漢籍のほか算術、物理、地理を教授する。
明治33（1900）年	「西肥仏教中学校」と改称する。
明治35（1902）年	佐賀市水ヶ江に校舎を移転し「第五仏教中学校」と改称する。
明治41（1908）年	「龍谷中学校」と改称する。
明治45（1912）年	私立「龍谷専修学院」を併設する。
昭和22（1947）年	新制龍谷中学校を併設する。
昭和23（1948）年	新制龍谷高等学校を設立する。
昭和26（1951）年	佐賀龍谷学園が、財団法人から学校法人へと組織を変更する。
昭和53（1978）年	佐賀龍谷学園創立100周年記念式典を行う。
昭和63（1988）年	佐賀龍谷学園創立110周年記念式典を行う。
平成20（2008）年	11月 佐賀龍谷学園創立130周年記念式典を行う。
平成30（2018）年	10月 佐賀龍谷学園創立140周年記念式典を行う。

<九州龍谷短期大学の沿革>

昭和27（1952）年	「佐賀龍谷短期大学（仏教科単科）」を開学する。
昭和29（1954）年	佐賀龍谷短期大学に「国文科」を増設する。
昭和30（1955）年	「佐賀龍谷幼稚園教員養成所」を開設する。
昭和37（1962）年	佐賀龍谷短期大学に「保育科」が増設され、「仏教科」「国文科」「保育科」の3科になる。
昭和38（1963）年	「佐賀龍谷幼稚園教員養成所」を廃止する。

昭和42（1967）年	佐賀龍谷短期大学「付属慈光幼稚園」を開設する。
昭和50（1975）年	付属幼稚園の名称を「付属龍谷幼稚園」に変更する。
昭和57（1982）年	佐賀龍谷短期大学開学30周年式典を行う。
昭和60（1985）年	佐賀龍谷短期大学を佐賀県鳥栖市村田町に移転開学し「九州龍谷短期大学」と名称を変更する。
平成4（1992）年	九州（佐賀）龍谷短期大学開学40周年を迎える。
平成9（1997）年	「仏教科」「国文科」にそれぞれ「福祉コース」を開設する。
平成13（2001）年	「仏教科」「国文科」「保育科」を、「仏教学科」「日本語・日本文化学科」「保育学科」と名称を変更する。
平成14（2002）年	「仏教学科」「日本語・日本文化学科」を改組し、「人間コミュニティ学科」を設置する。 九州龍谷短期大学開学50周年を迎える。
平成20（2008）年	人間コミュニティ学科に「映像・放送コース」を開設し、「仏教コース」「司書・情報コース」と併せて3コースとする。
平成23（2011）年	3月 短期大学基準協会による第三者評価により適格の認定を受ける。
平成24（2012）年	九州龍谷短期大学開学60周年を迎える。
平成27（2015）年	九州龍谷短期大学付属龍谷こども園を開設する（龍谷幼稚園、龍谷保育園は廃止）。
平成28（2016）年	4月 保育学科に「長期履修制度（3年コース）」を設置。 6月 鳥栖市・鳥栖市教育委員会と包括連携協定を締結。
平成29（2017）年	3月 短期大学基準協会による第三者評価により適格の認定を受ける。 6月 浄土真宗本願寺派佐賀教区三根組との連携協定を締結。 11月 九州龍谷短期大学同窓会よりスクールバスの寄贈を受ける。
平成30（2018）年	3月 九州龍谷短期大学三つのポリシーの変更。 7月 鳥栖商工会議所と包括連携協定を締結。
平成31（2019）年	2月 佐賀龍谷学園と大塚製薬株式会社との健康増進・教育推進に関する連携協定を締結。 3月 九州龍谷短期大学の建学の精神と三つのポリシーの変更。
令和2（2020）年	4月 人間コミュニティ学科に「長期履修制度（3年コース）」を設置。
令和3（2021）年	4月 人間コミュニティ学科の「映像・放送コース」を「メディアコース」に名称変更。人間コミュニティ学科の「司書・情報コース」を「司書・心理コース」に名称変更。

（ 2 ） 学 校 法 人 の 概 要
令和4（2022）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
九州龍谷短期大学	佐賀県鳥栖市村田町岩井手1350	100	200	158

龍谷高等学校	佐賀県佐賀市水ヶ江3-1-25	440	1320	725
龍谷中学校	佐賀県佐賀市水ヶ江3-1-25	60	180	52
九州龍谷短期大学 附属龍谷こども園	佐賀県佐賀市水ヶ江3-5-20	224	224	204

[区分 基準1 教育理念・学修目標を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教員養成を主たる目的とする大学又は学科等の場合は当該目標及び計画を策定し、公表している。

(2) 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（3つの方針）を策定し、公表している。

(3) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセスは適正に行われている。

(4) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しを定期的に行なっている。

<区分 基準1の現状>

(1) 教育目的・目標は、大きな3つの柱で構成されている。

はじめに、建学の精神を基盤とし、社会人基礎力向上を目的とした教養科目であり、次に保育に関する専門知識や技能の習得、最後に思考力・判断力・表現力を中心とした実践力の向上である。それぞれの柱はカリキュラム・ツリーによって明示されており、教育目的・目標はHP上や学生便覧の中で公開されている。

また、「仏教保育基礎課程」を設け、「報恩講座」、「仏教入門」、「仏教讃歌と作法」、「仏教保育総論」、「仏教保育表現」を学習するという建学の精神に基づいたカリキュラム編成を行っている。

(2) 本学学則第1条に示す通り、本学の建学の精神は、仏教の精神、特に親鸞聖人の生き方を通して明らかにされた仏教である浄土真宗の教えである。言うまでもなく、仏教は真理に目覚めたゴータマ・ブッダ（釈迦）の教えにより、目覚めたる人（仏）となっていくことを目指すものである。浄土真宗の教えは、この私に向かって「真理に目覚めよ」「真実に生きよ」と願いをもってはたらきつづけている阿弥陀仏によって、真理に背き、どこまでも自己中心の心をもって生きる私であることを知らされ、そういう私がそのはたらきに導かれて真理に目覚めていくことである。

この建学の精神を具体的な四つの実践目標として掲げている。

一、知恩 いのちの不思議を思い、感謝の心を育みます。

一、自律 自らを律し、自身の責任と役割を果たします。

一、内省 常に謙虚に自らの未熟さ、至らなさを省みます。

一、平和 共に生きる一人ひとりのいのちを重んじ、平和な社会を築きます。

このような実践を通して、自らの生き方を確立し、地域・社会をささえる人となるこ

とであり、そのような人を育成する本学の教育理念・理想を明確に示している。

本学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）の三つの方針について、建学の精神、各学科の教育目的を実現するための方針と関連付けて一体的に定めている。

建学の精神から導かれた四つの実践目標「知恩、自律、内省、平和」を基に、ディプロマ・ポリシーでは、本学の建学の精神を深く理解し、四つの実践目標を実現できる力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与することを明確に定めている。また、カリキュラム・ポリシーは各学科の教育目的と教育方法の特色を基に定めている。アドミッション・ポリシーにおいては、各学科・各コースの方針を示し、専門的な知識と技術を養い、人間力を身につけようという意欲ある入学者を求めている。

【保育学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）】

本学科では、所定の単位を修め、以下の能力を備えた学生に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与します。

1. 建学の精神を理解し、豊かな人間性と円滑な人間関係を築く能力を身につけている。
2. 保育者として必要な専門知識・技能及び思考力・判断力・表現力を身につけ、保育現場で実践することができる。

【保育学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

本学科では、建学の精神に基づき、知識・技能だけでなく将来を担う子どもたちの成長・発達に携わる者としてふさわしい、豊かな人間性と思考力・判断力・表現力を備えた保育者を育成します。また、建学の精神を通してすべてのいのちを慈しむこころを持つ保育者の育成を目指し、以下のカリキュラム・ポリシーを掲げています。

1. 建学の精神に基づいた豊かな人間性を育み、円滑な人間関係を築く力を養成します。

報恩講座や仏教保育基礎課程修了証に関する授業、保育者論や幼児教育研究発表会などの授業や行事を通して、建学の精神に基づいた豊かな人間性と円滑な人間関係を築く力を養成します。

2. 保育者として必要な専門知識の獲得を目指します。

子ども理解についての基礎的理論や教育・福祉等における原理等について学び、幼児教育・保育に必要な専門知識を身につけます。

3. 保育者として必要な技能や表現力の修得を目指します。

音楽・造形・身体運動・言語などの領域における基礎技能を身につけ、幼児教育・保育現場において必要な保育者としての表現力を育成します。

4. 保育者としての実践力を身につけるため、基礎知識や基礎技能を活用した思考力、判断力や表現力の修得を目指します。

指導法に関する知識や技能を修得し、実習や実技において基礎知識や基礎技能を活用するための思考力、判断力や表現力を養い、保育者としての実践力を高めます。

【保育学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）】

幼児教育・保育についての知識や技能だけでなく、保育者としてふさわしい豊かな人間性と思考力・判断力・表現力の育成を目指し、具体的には次のような人を求めています。

【知識・技能】

本学での学びに必要な高等学校卒業程度の学力を有している人を求めます。

礼儀作法や基本的な生活習慣が身についている人を求めます。

【思考力・判断力（探求力）・表現力】

将来幼児教育や保育の職に就くことを目標として、学ぶ意欲のある人を求めます。

【主体性・多様性・協働性】

自ら周囲の様々な人々と関わり、それぞれの多様性を重んじることができる人を求めます。

協働して目標達成に向けて努力することができる人を求めます。

これらのポリシーはHP上や学生便覧等で公表している。

（3）三つの方針については、各学科会議において定期的に点検を行い、教務委員会、教学マネジメント会議主導の下、審議される。最終的には教授会において議論を重ねながら策定を行っている。

（4）三つの方針を踏まえた教育活動を充実するため、カリキュラム・ポリシーに基づいて、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーによって全体像を可視化して運用している。また、シラバスにはディプロマ・ポリシーに基づいた学習成果を明示しており、日々の授業と学習成果との関係性を明確にして日常的な教育活動に役立てている。その内容に関しては、全授業に対してFD委員会によるチェックが行われ、教務委員会で検討される。その検討と教員へのフィードバックにより、全授業科目に学習成果が反映している。入学者選抜試験においても、アドミッション・ポリシーに基づいた評価を実施するために、アドミッション・オフィスが中心となって評価基準や実施方法を検討し、実施している。

さらに、三つの方針を踏まえて、教育活動のPDCAサイクルを機能させ、改革・改善を図るために、アセスメント・ポリシーを策定しており、ポリシーにのっとって学習成果を査定し、改革改善に努めている。

<テーマ 基準 1 教育理念・学修目標の課題>

特になし

<テーマ 基準 1 教育理念・学修目標の改善計画>

特になし

[区分 基準2 授業科目・教育課程の編成実施の方針を明確に示している。] 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備を整備している。

- (1) 法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目を開設し適切な役割分担を行っている。
- (2) 教職課程の科目と教職課程以外の科目との関連性を適切に確保している。
- (3) ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性を図っている。
- (4) 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
- (5) 教職課程の見直しを定期的に行なっている。
- (6) 個々の授業科目の到達目標の設定状況は、法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られている。
- (7) シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- (8) アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法を導入している。
- (9) 個々の授業において、学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われている
- (10) 教職実践演習及び教育実習等の実施は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われている

<区分 基準2の現状>

- (1) 法令及び教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応して、必要な「教科及び教職に関する科目」の体系性の確保を図っており、各科目の到達目標や学修量は適切な水準となっている。また、コアカリキュラムに基づいた教職課程を編成している。教員配置に関しても業績等の適切性を勘案して配置している。
- (2) 教職課程の科目と教職課程以外の科目の関連性に関しては、カリキュラムツリーとカリキュラムマップにより明示している。カリキュラムツリーとカリキュラムマップの見直しを定期的に行うことで、関連性が適切かどうかについての検討を行っている。
- (3) ICTの活用指導力に関しては各指導法の授業とパソコン基礎演習の授業内容において体系的に学ぶことができるようにしている。また、本学の建学の精神に関係する仏教関連科目に関しても、仏教保育表現や仏教讃歌と作法等の授業によって、体系化を図っている。
- (4) 単位の実質化を目的とした履修登録単位数の上限（CAP制）については「九州龍谷短期大学履修・評価・単位認定規定」の第5条に定めており、1年次前期を除き、1年間で5d0単位、1学期で25単位を基準として上限を設けている。ただし直前学期のGPAが2.5以上の学生のように「特に成績が優れていると認められ

ている場合」(同条第2項)や、「教育上特に有益と認められる場合」(同条第3項)は、上限を超えて履修登録ができるようにしている。

- (5) 教職課程の見直しに関しては、GPA や資格取得率等の前年度の学習成果に関する情報をIR委員会から教学マネジメント会議に提出し、カリキュラム編成について検討を行っている。その後、学科会議及び教務委員会で検討し、教授会で審議を行うことで、学習成果に対応した授業科目の編成を行う体制を作っている。平成30年度にカリキュラムコーディネーターを配置し、学習成果に対応したカリキュラム編成を検討する体制を強化した。
- (6) 個々の授業科目の到達目標の設定状況を、法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへ対応するために、全授業に関するシラバスチェックをおこなっている。各担当教員が作成したシラバスの内容については、FD委員会で精査され、改善点があるシラバスについては、委員会から各教員に修正の依頼をしている。
- (7) シラバスには、到達目標、履修するために必要な準備、授業内容、授業方法、事前学習・事後学習、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考図書について明示している。成績評価については、学習成果を厳格に測定し、AA・A・B・C・Dという5段階評価により成績を判定している。令和元年度シラバスからは、ディプロマ・ポリシーと科目との関連や実務家教員の実務経験、科目名とキーワードの英語表記も含め、シラバスの内容を充実させた。さらに、令和2年度シラバスより、ICT技術を利用した双方向型の授業の促進に関する記述も追加し、学生に対して授業の内容がより詳しく伝わるよう変更した。

新型コロナウイルス感染症の影響により遠隔授業への変更を行う可能性がある科目に関しては、その旨をシラバスに記載し、また、遠隔授業の方法についても記述するよう依頼した。
- (8) アクティブ・ラーニングやICTの活用などの推進に関しては、教務委員会を中心に行っている。上記のシラバス内容でも述べた通り、ICT技術を取り入れた双方向型の授業やアクティブラーニングに関するものは、シラバス場にも記載している。教職実践演習の中では、PBLを取り入れる授業を行い学生の学習を促進させる工夫を行っている。
- (9) 教育課程の見直しについては、各学科において、次年度のカリキュラム編成について検討する際に行っている。その結果については教務委員会を経て、教授会の意見を聴いて、学長が承認している。また、各学科の常勤教員だけではなく、各学期末のFD研修会で非常勤講師が集まった際に、意見交換を行い、その意見を教育課程の編成に活かしている。さらに、実務家教員(常勤・非常勤)が、自らの実務における経験を教育課程の編成に反映することで教育の質を向上させるために、令和元年度に「九州龍谷短期大学カリキュラム検討会議規定」を策定した。
- (10) 教職実践演習及び教育実習等の実施は、事前指導・事後指導を含め保育

学科の会議の中で議論されている。授業内容に関しても、学科に担当教員より提示され保育学科の教員が主体的に関与できるようにしている。

<テーマ 基準2 授業科目・教育課程の編成実施の方針の課題>

- (1) 特になし
- (2) 特になし
- (3) 令和2年、令和3年において新任の教員が増えたが、ICTの活用指導や建学の精神に関する仏教知識等、各科目を横断する重要事項に関して、十分な周知が行われているとは言い難い。
- (4) 一年前期がCAP制度から除外されており、見直しが必要である。また成績優秀者は上限を超えて履修が可能であるが、該当するGPA2.5の学生について、現状下位4分の1相当のため、成績優秀者とは言い難い。
- (5) 教職課程の見直しに関して、見直しを行う体系は存在するものの、十分に機能しているとは言い難い。カリキュラムコーディネーターについても同様である。
- (6) シラバスに関してはFD委員会等でチェックが入れられているものの、そもそもシラバス内容に関して前任者からの流用等で、実際の授業内容とは異なるものが提出されている科目が存在する。
- (7) シラバスには「キーワード」という項目が存在するが、担当教員によって授業内容であったり、形態であったりと、取り扱うものが異なる。また、科目名の英語表記があるが、再考が必要な科目が多々ある。
- (8) 「アクティブ・ラーニング」という概念について、様々な取り組みが可能であるが、その周知が十分とは言い難い。ICT利用に関しても同様である。
- (9) 教育課程の見直しについては、教務委員会が中心となり次年度のカリキュラム編成を行なっていることが多く、他の常勤・非常勤教員との意見交換、検討が十分されているとは言い難い。
- (10) 教職実践演習及び教育実習等の実施に関して、実習指導の担当教員が中心となっており、教員同士の個人間では授業内容の把握が可能であるか、体系化できているとは言い難い。科目の指導内容に関しては他教員は理解していない部分もあり、巡回指導で質問されることも多いため、情報共有が必須である。

<テーマ 基準2 授業科目・教育課程の編成実施の方針の改善計画>

- (1) 特になし
- (2) 特になし
- (3) 仏教やICT利用について、大学内での研修が望まれる。

- (4) CAP制度に対して、規定の変更検討が必要であり、一年前期を含める必要がある。また、成績優秀者の再定義が必要である。
- (5) IR委員会や教務委員会での教職課程見直しの運用実績が必要である。その際、検討項目や見直し時期などを明らかにする必要がある。
- (6) シラバスと実際の授業に齟齬がないか確認するシステムが必要である。
- (7) シラバス上の「キーワード」に関して、目的を明確にする必要がある。また科目の英語名のチェック体制が必要である。
- (8) アクティブ・ラーニングやICT利用に関する学内での研修が必要である。
- (9) 現在のカリキュラムについてどのように決定されているのか、情報共有を行うとともに、どのような科目が必要であると思うか、開講時期等に関する意見交換の場を、常勤・非常勤両者に対して定期的に行う実績が必要である。
- (10) 実習指導内での取り組みについて、学科内での積極的な情報共有が必要である。

[区分 基準3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

- (1) 成績評価に関する全学的な基準の策定し、学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。
- (2) 成績評価に関する共通理解の構築を行っている。
- (3) 教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定と達成状況の把握を行っている。
- (4) 成績評価は各授業科目の到達目標を公正で適切な形で把握するものとなっている。

<区分 3の現状>

- (1) アセスメント・ポリシーにおいて、各レベルの学習成果の直接的指標と間接的指標を定めている。

機関レベルにおいては、直接的指標として卒業率や就職率などを測定している。また、間接的指標としては、卒業時満足度調査や就職先アンケート調査、卒業生アンケート調査等により測定している。教育課程レベルにおいては、直接的指標として学位授与数、免許・資格取得率、GPAなどにより測定し、間接的指標として学修ポートフォリオや学修行動調査等により測定している。科目レベルでは、直接的指標として成績評価、間接的指標として授業評価アンケート等により測定している。アンケートの結果については、HPにより公表するとともにIR委員会で分析後に教学マネジメント会議での検討により次年度のカリキュラム検討に生かしている。

- (2) 成績評価の方法については、学則第27条に基づいて「履修・評価・単位認定規

定」に定めている。詳細は、短期大学設置基準を前提として、各授業のシラバスに明示しており、平常点・小テスト・レポート・筆記試験・作品提出などで評価している。また平成30年度から、卒業要件としてGPA1.0以上を取得することを追加している。さらに、令和元年度には「九州龍谷短期大学GPAに関する内規」に「アドバイザーは、直前学期のGPAが1.5未満の学生に対し個別指導をしなければならない。」を追加して、成績評価を学生指導につなげるしくみを構築した。

成績評価に関して、共通理解を図る一環として成績評価に関して平準化の議論を教務委員会で行っている。

(3) 保育学科では、教育課程の柱となる「幼稚園教諭二種免許状」、「保育士資格」の取得を中心に、「社会福祉主事任用資格」、「レクリエーション・インストラクター資格」、「仏教保育基礎課程」、「子ども発達支援士（基礎）」の免許・資格取得を目指している。

学務システムによって履修状況やGPAを学生や教職員が把握すると共に、学修ポートフォリオの作成により達成状況の把握を行っている。特に学務システムにおいては、資格に関する達成状況について視覚的に把握できるようになっている。

(4) シラバスには、成績評価は各授業科目の到達目標を公正で適切な形で把握するため、到達目標、履修するために必要な準備、授業内容、授業方法、事前学習・事後学習、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考図書について明示している。成績評価については、学習成果を厳格に測定し、AA・A・B・C・Dという5段階評価により成績を判定している。令和元年度シラバスからは、ディプロマ・ポリシーと科目との関連や実務家教員の実務経験、科目名とキーワードの英語表記も含め、シラバスの内容を充実させた。さらに、令和2年度シラバスより、ICT技術を利用した双方向型の授業の促進に関する記述も追加し、学生に対して授業の内容がより詳しく伝わるよう変更した。

新型コロナウイルス感染症の影響により遠隔授業への変更を行う可能性がある科目に関しては、その旨をシラバスに記載し、また、遠隔授業の方法についても記述するよう依頼した。

以上のように、毎年シラバスのフォーマットについての点検及び改善を教務委員会を中心となって実施している。さらに各担当教員が作成したシラバスの内容については、FD委員会で精査され、改善点があるシラバスについては、委員会から各教員に修正の依頼をすることにより、到達目標や成績評価の適切性を担保している。

<テーマ 基準3 学習成果の獲得状況の課題>

学修ポートフォリオの作成を行うことで、学習成果の達成状況の把握を行っているが、各授業の制作物や卒業研究等をポートフォリオに反映させることで充実させる必要がある。

<テーマ 基準3 学習成果の獲得状況の改善計画>

[区分 基準 4 教員組織は適切に編成され運用されている。]

- (1) 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足している。
- (2) 担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況は適切である。
- (3) 教職課程を適切に実施するため事務組織を設け、必要な職員数を配置できている。
- (4) 教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDを実施している。
- (5) 個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施を行っている。

<区分 4の現状>

- (1) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、教職課程認定基準により、50人以下の場合、教科に関する科目において、幼稚園全教科のうち、3教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上、合計3人以上であり、また、・〔「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」〕において1人以上 ・〔「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」〕において1人以上、合計3人以上となっている。本学は、定員60人であるので、教科に関する科目は4人以上、教職に関する科目は、4人以上必要となる。本学は、教科に関する科目は、教科に関する科目4人、教職に関する科目では、教育の基礎的理解に関する科目2人、保育内容指導法2人、教育相談等1人、合計5人であり、必要選任教員数を充足している。このことは、文部科学省の承認を得ている。
- (2) 教職課程に関して、専任教員は研究実績の状況、学校現場等での実務経験の状況等、毎年、個人調書、研究業績書を提出し、専任教員の適性を把握している。
- (3) 「学校法人佐賀龍谷学園事務組織規程」によって事務分掌が規定されている。事務組織の責任体制が明確化されている。佐賀市の水ヶ江キャンパスに学園の法人事務局を置き、鳥栖市の村田町キャンパスに短期大学事務局を置いている。各担当事務職員は専門的な技能・知識を有しており、それをさらに高めるよう、教職課程に関する研修会等各種研修会に参加するなど努力している。事務部門会議で意見を出し合い協議し、課題や問題点等を検討する体制を整えている。主たる事務関係諸規定については、学校法人佐賀龍谷学園例規集としてまとめられており、必要に応じ適宜改正されている。
- (4) FD研修会は年間5回、SD研修会は年間6回行った。内容は、データサイエンスに関すること、科研費に関すること、授業方法に関すること、社会人基礎力に関すること、授業評価に関すること、合理的配慮に関すること、学園例規集に関するこ

と、教育研究に関すること、ハラスメントに関すること、SDGsに関すること、研究倫理に関すること等である。何れも、教職員全員の参加で行い、充実した研修会となっている。

(5)年間2回、授業評価アンケートを実施している。FD研修会で授業評価に関する研修も行っている。回答率は60%超である。学生からの評価を受け、教員の改善計画を提出しており、次の授業改善に役立たせている。しかしながら、昨年度から、遠隔授業も増え、授業評価アンケート実施の時期に対面でないと、なかなか浸透しないこともある。学生が、回答しやすいように項目の検討を行いながら実施している。

<テーマ 基準4 教員組織の課題>

特になし

<テーマ 基準4 教員組織の改善計画>

特になし

[区分 基準5 教職課程における情報公表を適切に行っている。]

(1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表を適切に行っている。

(2) 学修成果に関する情報公表を適切に行っている。

(3) 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表を適切に行っている。

<区分 5の現状>

(1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表はHP上で行っている。しかしながら、それぞれの情報が点在している為、令和4年に情報公開コーナーにそれぞれの情報をまとめた資料を提示する予定である。

(2) 教養教育の効果等については、学期終了時にFD委員会により「授業評価アンケート」を実施し、学生の理解度等を測定するとともに、各教員が各々改善に取り組んでいる。

全学共通のディプロマ・ポリシーに関する内容、及び社会人として必要な教養を測定するため、就職先アンケートを実施している。さらに、令和元年度より九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム（QSP）の短大ワーキンググループで卒業時アンケートを実施している。その中では、教養教育や職業教育の効果について学生に調査している。

それぞれの結果に関してはHP上の情報公開コーナーより公開している。

(3) 教職課程の自己点検・評価は令和4年に実施を始めたため、今年度より公開予定である。短期大学の自己点検評価に関しては毎年度実施し、HP上に3年度分を公開している。

<テーマ 基準5 教職課程における情報公表の課題>
特になし

<テーマ 基準5 教職課程における情報公表の改善計画>
特になし

[区分 基準6 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）は適切に行われている。]

- (1) 教職課程に関する積極的な情報提供の実施を行っている。
- (2) 教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れている。
- (3) 学生に対する履修指導の実施状況は適切である。
- (4) 学生に対する進路指導の実施状況は適切である。

<区分 6の現状>

(1) 教職課程に関する情報提供は、入学時の新入生研修会や入学後のオリエンテーション、履修指導の際などに行っている。また、教職課程に関わる授業の際にも行っている。資格申請に関しての情報は、学生を集め記入に関しても適切に伝えるようにしている。

(2) 本学のアドミッション・ポリシーにある高校卒業程度の学力を有しているかという点に関しては、受験生の調査書によって判断している。また、総合型入試や一般入試においては、調査書に加え、面接、筆記試験、課題等を提出させることにより、それに合致しているかどうかを確認している。建学の精神の理解や将来への意欲、各学科のポリシーと合致しているかに関しては、受験生の調査書と面接試験で判断をしている。また社会人特別選抜においては調査書もしくは卒業証明書の提出と、面接試験を行うことにより、各学科のポリシーに合致しているかどうかを確認している。。

(3) 本学では、各学科において各学年に学年アドバイザーを置き、また学生を

数名にグループ分けし、その担当として専任教員を個別アドバイザーとして配置している。その学年アドバイザー及び個別アドバイザーが各学期のオリエンテーションの際に学生の履修状況を確認し、卒業や免許・資格等の取得に向けた履修指導を丁寧に行っている。特に、それまでの学期で単位を予定通り取得できなかった学生に対しては個別の履修指導を行い、卒業に必要な単位や免許・資格取得に必要な単位を取得できるよう指導している。

(4) 就職支援のための教職員の組織として、進路対策委員会を設置している。学長が任命する委員長をはじめ、学生部長、各学科の教員、学生相談室担当教員、事務長、学務課長、学生係によって構成され、就職希望状況の把握、就職対策講座等、学生への就職支援を行っている。各学科及び各コースの専門性を活かした就職支援については、各学科のアドバイザーや学生係の事務職員が随時個別に対応している。さらに平成27年度からはCOC+事業の参加校として学生の地元就職への支援を積極的に行っている。各学科においては、COC+事業の一環として各学科及び各コースの専門性を活かせる就職先との連携を強化し、就職先が求める人材像を把握、分析する体制を整えている。

令和元年度にCOC+事業は終了したものの、引き続き大学コンソーシアム佐賀地元就職促進部会（佐賀大学、西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学）において、県内企業への就職促進に向けた就職支援の連携や就職先が求める人材像の把握、分析を行っている。

就職活動及び内定状況は、随時、学生係より進路対策委員会にて報告があり、進路対策委員会の担当教員が各学科に報告している。就職内定者には、就職内定（決定）届を記入・提出させ、学生係がそれを集計する。この集計したデータは、各学科に報告され、就職先未決定者に対する個別アドバイザーとの面談やハローワークやジョブカフェの紹介など、就職支援に活用している。

<テーマ 基準6 教職指導の課題>

就職支援に関して、保育学科の特性として教育実習が終わった9月から開始する学生が多い。そのため、就職に関する園の見学も実習が兼ねている場合が多い。そのことにより、実習先が就職先の希望とならない場合に関しては、9月以降の自主実習や見学などで就職希望先を探す学生も多い。

<テーマ 基準6 教職指導の改善計画>

上記の課題を解決するため、実習前から多くの園を調べ、自主実習や見学を促す必要がある。具体的には地域毎に行われている保育フェス等への積極的参加の呼びかけや就職に関する具体的なスケジュール設定である。

[区分 基準7 関係機関等との連携は適切に行われている。]

- (1) 教育委員会や各学校法人との連携・交流等を適切に行っている。
- (2) 教育実習等を実施する学校との連携・協力を適切に行っている。
- (3) 学外の多様な人材を適切に活用している。
- (4) 学生に対する進路指導の実施状況は適切である。

<区分 7の現状>

(1)平成28年度に鳥栖市・鳥栖市教育委員会と包括連携協定を締結しており連携・交流を行っている。また、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームフォーラム(QSP)に参加し書く学校法人との共同事業や共同研究等の連携・交流を行っている。FDに関しては、令和3年度には、佐賀女子短期大学との合同開催で遠隔授業に関するFDを行い、コンピュータ利用技術と共に新型コロナウイルス感染症の影響による遠隔授業の充実を図った。

また、毎年、高等学校の校長や進路指導者を対象に、本学において進路説明会を行い、その際、自己点検・評価の報告を行い、意見を聴取するが、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、短時間、少人数で行ったため十分な意見交換ができなかった。令和4年度は実施の方向である。

加えて本学は、佐賀県内で同じ宗門校である私立高等学校と連携し、本学保育学科との保育者養成5か年計画を推進中である。同カリキュラムを本格的にスタートさせ、同校の校長からも本学に対する意見を聴取したいと考えている。

さらに、同じ市の商工会議所からも本学への意見を聴取している。

(2)教育自習を行う幼稚園の中でも本学では、提携園としている園があり主に1年次の基礎保育実習で学生たちが実習を行っている。提携園と本学保育学科の教員との協議会を1年に1度行い本学のカリキュラムの説明や実習に関するお願い、また提携園より実習に関する様々な話をする機会を設けている。コロナお

影響もあり令和2年度3年度と実施できていないが、再開予定である。

提携園以外に関しても、実習巡回の際に担当者が積極的に連携協力を行っている。

(3)学外の多様な人材の活用に関しては、障害児理解のための放課後等デイサービスでの実習や卒業後の動機づけのための幼稚園の園長等の公演などを行っている。また、就職に関してはハローワークやジョブカフェ、リクナビ等の公演を依頼している。

(4) 本学における進路指導はアドバイザーが学生に対し適宜行うものと各学期の進路希望調査票をもとに全員に行うものがある。また、進路対策委員会では学生の就職情報をまとめたものを隔週で提示しその情報を各学科に報告している。令和3年度卒業生の就職率は、四年制大学等への進学希望者を除き、保育学科は100%であり、進路指導の状況は適切と考えている。就職者の中で専門性を活かした就職に関しては、保育学科が96%（進学が4.0%、一般就職が4.0%）であった。このことから、本学における職業教育及び進路指導は十分に機能していると考えられる。

また、職業教育の効果を測定するため、就職先アンケートを実施している。さらに、令和元年度より九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム（QSP）の短大ワーキンググループで卒業時アンケートを実施している。その中では、教養教育や職業教育の効果について学生に調査している。

令和3年に就職先アンケートの結果を進路対策委員会に取りまとめ、教学マネジメント会議及び教務委員会でカリキュラムへの反映に向けた検討、また進路対策委員会で次年度の職業教育の年間計画が議論するなど改善に取り組んでいる。

<テーマ 基準7 関係機関等との連携の課題>

特になし

<テーマ 基準7 関係機関等との連携の改善計画>

特になし